

第 11 次東御市交通安全計画について

市民生活部生活環境課生活安全係

1 計画の概要

(1) 目的

市と関係行政機関等が一体となって市内の交通安全対策を総合的かつ計画的に推進するため、長期的な施策の大綱を定めるものです。

(2) 本計画の位置づけ

交通安全対策基本法では、該当する市町村は都道府県交通安全計画に基づき、市町村交通安全計画を作成するように努めるもの、とされています。

第 11 次長野県交通安全計画が令和 3 年 6 月に策定されたため、この計画に基づき、市の計画を策定します。

(3) 計画の期間

令和 3 年度から令和 8 年度までの 6 年間

2 今回の計画における重視すべき主な視点

(1) 高齢の運転者について、高齢化に伴い増加が予想されることから、交通事故を起こさないための対策の強化や運転免許証を自主返納した方への支援施策の充実等を図ります。

(2) 子どもに関係する交通事故を減らしていくために、未就学児や子どもが日常的に移動する通学路等における安全確保や交通安全教育の充実等を図ります。

(3) 地域社会のニーズ等を踏まえつつ、行政、関係団体、住民等の共同により地域が一体となった交通安全対策の推進を図ります。

3 計画策定の概要スケジュール

年月	内容
令和 3 年 9 月 22 日	まちづくり審議会へ諮問
11 月～12 月	パブリックコメント実施・まちづくり審議会へ意見聴取
令和 4 年 1 月～2 月	まちづくり審議会から答申（予定）
3 月	計画公表